

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	明石市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和7年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	1. 国民健康保険法に基づき明石市国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)の資格管理事務、保険料の賦課事務、保険料の徴収事務及び保険給付事務を実施している。 2. 特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び明石市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、次の各事務に使用する。 (1)国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この項目において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・住民基本台帳情報や適用除外要件等の確認による被保険者資格情報の審査、調査及び管理 (2)国民健康保険法による資格情報のお知らせ、資格確認書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・資格情報のお知らせ、資格確認書の交付(特別療養費支給対象世帯含む) ・70歳以上の被保険者の負担割合の決定及び交付 (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給 ・療養費及び移送費の支給 ・高額介護合算療養費の支給 ・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給 ・他の法令による医療に関する給付との調整 (4)国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・一部負担金の減免申請による審査及び決定 (5)国民健康保険法第63条第2の一時差し止めに関する事項 ・保険給付の一時差し止め (6)国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・保険料その他徴収金(以下「保険料等」という。)の徴収及び収納整理 ・保険料等の過誤納金の還付充当処理 ・保険料等の督促及び滞納処分 ・保険料等の納付誓約及び納付相談 ・保険料等の不納欠損処分 ・保険料等の口座振替情報の管理 ・年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定 ・世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得額に関する情報の収集 ・保険料の賦課決定及び通知 ・減免申請の受付及び審査 (7)国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・人間ドック費用助成事業の実施 (8)国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ・官公署、金融機関及び被保険者の雇用主に対する被保険者世帯の所得資産状況及び国民年金加入状況の照会 3. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、明石市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における

	資格履歴管理事務」を行うために、明石市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、明石市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、明石市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 市町村事務処理標準システム 2. 中間サーバー 3. 共通宛名システム 4. 共通基盤システム(庁内連携システムと同義) 5. 統合宛名システム(宛名システム等と同義) 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第1項及び別表の44の項 2. 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法第9条第1項及び別表の44の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号利用法第19条第8号 2. 番号法第9条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番69、70、71 【情報提供の根拠】 1. 番号利用法第19条第8号 2. 番号法第9条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番1の項から3の項まで、5の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、116の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活局市民生活室国民健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市市民生活局市民生活室国民健康保険課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5022
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	加入時等における申請書入力の際は、複数人で確認を行うようにしている。また、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログインは、IDとパスワードに加え、静脈情報によって行っており、操作権限についても事務に応じた権限のみを付与している。また、人事異動があった場合は速やかに権限の修正をしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	田中 泰弘	藤田 彰彦	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2. 略 (1)国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この項目において同じ。)に対する応答に関する事務 ・略	2. 略 (1)国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この項目において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・略	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2. 略 (2)略 ・特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ・略	2. 略 (2)略 ・特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ・略	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	略	市町村事務処理標準システム 次期国保総合システム及び国保情報集約システム を追加	事前	
平成29年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 略 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第25条及び第26条 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号並びに別表第二の1の項から5の項まで、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項及び120の項 2. 番号法別表第二主務省令第1条から第5条まで、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条	【情報照会の根拠】 1. 略 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号並びに別表第二の1の項から5の項まで、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項及び119の項 2. 番号法別表第二主務省令第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民・健康部国民健康保険課	市民生活局市民生活室国民健康保険課	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	市民・健康部国民健康保険課	明石市市民生活局市民生活室国民健康保険課	事後	
平成30年5月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 国民健康保険法に基づき明石市国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)の資格管理事務、保険料の賦課事務、保険料の徴収事務及び保険給付事務を実施している。 2. 特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び明石市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の各事務に使用する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略	1. 国民健康保険法に基づき明石市国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)の資格管理事務、保険料の賦課事務、保険料の徴収事務及び保険給付事務を実施している。 2. 特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び明石市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の各事務に使用する。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・人間ドック費用助成事業の実施 (8) 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ・官公署、金融機関及び被保険者の雇用主に対する被保険者世帯の所得資産状況及び国民年金加入状況の照会		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項から45の項まで 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第25条、第25条の2及び第26条及び第26条 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号並びに別表第二の1の項から5の項まで、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項及び119の項 2. 番号法別表第二主務省令第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項から45の項まで 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） 第25条、第25条の2及び第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号並びに別表第二の1の項から5の項まで、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項及び119の項 2. 別表第二省令第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※別表第二の27、30、46及び88の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 中間サーバー 3. 共通宛名システム 4. 共通連携システム（庁内連携システムと同義） 5. 統合宛名システム（宛名システム等と同義） 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 市町村事務処理標準システム 8. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	1. 市町村事務処理標準システム 2. 中間サーバー 3. 共通宛名システム 4. 共通連携システム（庁内連携システムと同義） 5. 統合宛名システム（宛名システム等と同義） 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤田 彰彦	前田 正雄	事後	
平成30年5月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	前田 正雄	課長	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	（新規）	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 8. 監査	（新規）	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	（新規）	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 略 2. 略 (1)～(8) 略	1. 略 2. 略 (1)～(8) 略 3. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	事前	
			＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、明石市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、明石市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、明石市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、明石市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和2年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 市町村事務処理標準システム 2. 中間サーバー 3. 共通宛名システム 4. 共通連携システム(庁内連携システムと同義) 5. 統合宛名システム(宛名システム等と同義) 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	1. 市町村事務処理標準システム 2. 中間サーバー 3. 共通宛名システム 4. 共通連携システム(庁内連携システムと同義) 5. 統合宛名システム(宛名システム等と同義) 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年6月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	1. 番号利用法第9条第1項及び別表第一の30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項から45の項まで 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定 【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号並びに別表第二の1の項から5の項まで、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項及び119の項 2. 別表第二省令第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※別表第二の27、30、46及び88の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定	【情報照会の根拠】 1. 番号利用法第19条第7号及び別表第二の42の項から45の項まで 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定 【情報提供の根拠】 1. 番号利用法第19条第7号並びに別表第二の1の項から5の項まで、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項及び120の項 2. 別表第二省令第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※別表第二の30、46、88及び95の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年6月18日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事前	
令和3年2月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4. 共通連携システム(庁内連携システムと同義)	4. 共通基盤システム(庁内連携システムと同義)	事後	
令和3年2月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年2月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	500人未満	事後	
令和3年4月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第1項及び別表第一の30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 番号利用法第9条第1項及び別表の44の項 2. 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法第9条第1項及び別表の44の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号利用法第19条第8号及び別表第二の42の項から45の項まで 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定 【情報提供の根拠】 1. 番号利用法第19条第8号並びに別表第二の1の項から5の項まで、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、81の項、87の項、88の項、93の項、95の項、97の項、106の項、109の項及び120の項 2. 別表第二省令第1条から第5条まで、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※別表第二の30、46、88及び95の項に対応する別表第二省令は、改めて、命令の公布後、一部改正により追加予定	【情報照会の根拠】 1. 番号利用法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番69、70、71 【情報提供の根拠】 1. 番号利用法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番1の項から3の項まで、5の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、116の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2)国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・被保険者証及び資格証明書等の交付 ・高齢受給者証の負担割合の決定及び交付	(2)国民健康保険法による資格情報のお知らせ、資格確認書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・資格情報のお知らせ、資格確認書の交付(特別療養費支給対象世帯含む) ・70歳以上の被保険者の負担割合の決定及び交付	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和7年7月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(6)国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ～略～ ・世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得額及び資産税額に関する情報の収集 ～略～	(6)国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ～略～ ・世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得額に関する情報の収集 ～略～	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和7年7月16日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和7年7月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和7年5月1日時点	事前	
令和7年7月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和7年5月1日時点	事前	
令和7年7月16日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和7年7月16日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(新規)	加入時等における申請書入力の際は、複数人で確認を行うようにしている。また、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	事後	
令和7年7月16日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年7月16日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(新規)	十分である	事後	
令和7年7月16日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(新規)	システムへのログインは、IDとパスワードに加え、静脈情報によって行っており、操作権限についても事務に応じた権限のみを付与している。また、人事異動があった場合は速やかに権限の修正をしている。	事後	